# ※欄は記入しないでください

# 贈与税 事業用資産についての 相続税 の納税猶予の免除届出書(贈与による免除)

受付印 /	/		4	令和年月				
	税務署長							
私は	———— 、租税特別措置法第	.70条の6の8第1項の規類	<b></b> 官の適用に係る贈与をし、					
	<b>第70冬の6の9</b> 第14	<b>西</b>	聯長殺					
同法	第70条の6の8第14 第70条の6の10第15	項第3号 項第2号 の規定により次の	の 相続税 を免除されたい	ので届け出ます。				
届出者】 〒								
住 所 _			氏名					
			(電話番号					
特例(	受贈)事業用資産の贈与は	2関する事項		贈与をした特例(受贈)				
贈与を	した年月日	贈与を受けた人の住所	贈与を受けた人の氏名	事業用資産の価額				
•	•			円				
•	•			円				
•	•			円				
		税		_				
贈与の	直前における猶予中 相続	税						
免除を	贈与税 <sup>受ける</sup> 相続税 額			F				
Julyn C.	ない。相続税 点							
特例(		与 を 受 け た (遺贈)があった 年月日	令和	和年月[				
贈 与 者   被相続人 の住所氏名								
つき納税	色の猶予に係る期限が到	来した猶予中贈与税・相続税	日から贈与をした日までの間に 額がある場合には、その明細を 記載の上、この届出書に添付し、	: 「納税の猶予に係る期限が				
<b>系付書類</b> この届出	='	る書類を添付して提出してくだ。	さい。					
1	「事業用資産に関する明細書(免除届出用)」							
2	「事業用資産に係る事業に関する明細書(免除届出用)」及び「(同)別紙」※1							
3	「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の明細書(免除届出用)」※2							
4	「必要経費不算入対価等の明細書」							
	死亡日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の属する年から死亡の日の属する年の前年までの各年における 特例(受贈)事業用資産に係る事業の貸借対照表、損益計算書							
5 <sup>** 3</sup>				の削年までの各年における				

- 2 納税の猶予に係る期限が到来した税額がない場合には不要です。
- 3 特例事業受贈者・相続人等が営む事業がその特例(受贈)事業用資産に係る事業のみである場合には不要です。

関与税理士	電話番号
-------	------

	通信日付印の年月日			(確 認)	入	力	確	認	納税猶予整理番号
*	年	月	日						

## 1 届出書を提出する人

特例事業受贈者・相続人等が特定申告期限(特例(受贈)事業用資産に係る事業について受ける最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。以下同じです。)の翌日から5年を経過する日後に、特例(受贈)事業用資産の全てにつき租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与をした場合には、この届出書を提出する必要があります。

なお、この届出書は、その特例(受贈)事業用資産の贈与を受けた者がその特例(受贈) 事業用資産について同法第70条の6の8第1項の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以 後6か月以内に提出する必要があります。

(注) 特例事業受贈者・相続人等が<u>承継会社の設立に伴う特例(受贈)事業用資産の現物出資</u>につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合には、「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(贈与による免除)」を使用してください。

### 2 記載方法等

- (1) 標題の「 贈与税 相続税 」 や本文の「 贈 与 を 受 け た 相続(遺贈)があった 」などの箇所については、該当す る部分以外の文字を横線で抹消してください。
- (2) 「1 特例(受贈)事業用資産の贈与に関する事項」の「贈与をした特例(受贈)事業用資産の価額」は、贈与を受けた者ごとに作成した「事業用資産に関する明細書(免除届出用)」の記載に基づき記載します。
- (3) 「4 特例(受贈)事業用資産の 贈 与 を 受 け た 相続(遺贈)があった 年月日」欄には、届出者が特例 受贈事業用資産を贈与により取得をした年月日又は特例事業用資産を相続若しくは遺贈により取得をした年月日を記載してください。
- (5) 「特例(贈与・相続)報告基準日」とは、特定申告期限の翌日から起算して3年を経過するごとの日をいいます。

### 3 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

- (1) 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の6の8第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。
- (2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」 (租税特別措置法第70条の6の10第1項) の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。